

定額減税補足給付金 (不足額給付分)のご案内

調整給付金（不足額給付分）とは

令和6年度に実施した定額減税において、減税しきれないと見込まれる方へ予めその差額を給付した「調整給付」(注)の支給額に不足が生じる場合に追加で給付を行うものです。次のいずれかの要件に該当する方が対象になります。

【不足額給付Ⅰ】

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給します。

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」>「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」<「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

【不足額給付Ⅱ】

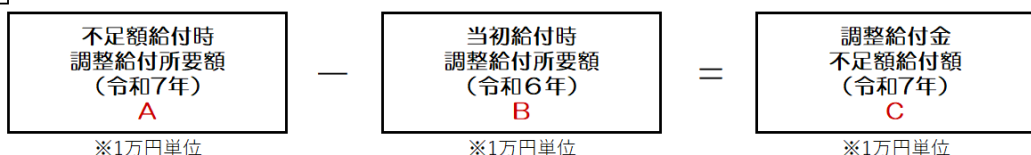
個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

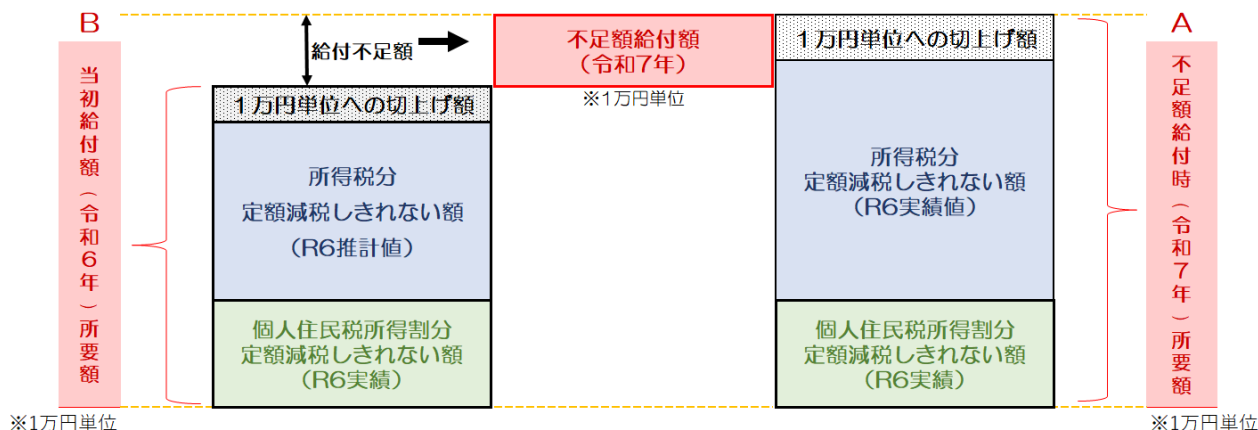
(注) 昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

イメージ



【当初調整給付時（令和6年）】

【不足額給付時（令和7年）】



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

手続方法

■口座登録がある方（原則、手続不要）

- ①下松市から給付内容が記載された「**お知らせ**」が届きます。
- ②「お知らせ」の内容に変更がなければ手続は不要です。お知らせに記載された日に、指定口座に振り込みます。（変更がある場合は手続が必要です。）

■口座登録がない方（**手続必要**）

- ①下松市から給付内容や確認事項が記載された「**確認書**」が届きます。
- ②「確認書」に必要事項を記入して、**専用の返信用封筒で下松市に提出**するかオンライン申請を行ってください。審査（約1カ月）後に、指定の口座に振り込みます。

※確認書が届かない場合や、紛失した場合は、お問い合わせください。

■令和6年度と令和7年度で課税市町村が異なる方（**申請手続必要**）

- ①給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ②令和6年中に下松市に転入された方であって給付対象となる方は、申請書に必要な資料を添えて、ご提出ください。

■個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある者であって、以下のいずれの要件も満たす方（**申請手続必要**）

- 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（≒本人として定額減税対象外）
- 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方（≒扶養親族等としても定額減税対象外）
- 低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない。
- 令和7年度課税団体に対し、申請書に必要な資料を添えて、ご提出ください。

申請期限：令和7年10月31日（金） 消印有効

！ 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意下さい！

自宅や職場などに国や県、市(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

〒744-8585 下松市大手町3丁目3番3号

下松市臨時給付金担当 ☎ **0833-45-1896**

受付時間 9:00～17:00 土、日、祝日を除く

